

**審査会意見の報告文書
(案)**

鳥環審査第2900号
平成30年 1月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県環境影響評価審査会長 佐野 淳之

(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業の環境影響評価方法書に係る審議結果について (報告)

平成29年9月13日付けで提出のあった(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業の環境影響評価方法書について審議した結果、下記のとおり知事意見として述べるべき事項についての所見を得ましたので報告します。

記

【総括的事項】

番号	意見	意見の理由等
1	事業に伴う環境影響を評価するに当たっては既存の基準値や規制値のみにとらわれることなく、現況を極力悪化させないような事業計画とすること。	法令の基準値・規制値等を満たすのみでなく、子どもや老人、障害者など特に配慮すべき対象を基準に考えて、可能な限り環境影響を回避する事業計画とすることが必要。
2	各環境要素に係る予測・評価に当たっては、現時点で想定される事業の諸元のうち、環境影響が最大となる条件に基づき実施すること。	事業に係る未確定な諸条件については、保守的な条件(影響が最大となる条件)で予測・評価が実施される必要がある。
3	準備書においては、環境影響評価の結果を反映したうえで風車の配置、想定機種や工事に伴い設置する取付道路などの付帯設備の設置にかかる計画を具体的に示すこと。	環境影響評価結果の妥当性等を検証するためにも、具体的な計画案が示される必要がある。
4	調査・予測・評価の実施に当たっては、その時点で採用可能な最新の知見に基づいて実施し、また予測は可能な限り定量的に行うこと。	新しい調査法等を含めて詳細な調査が行われる必要がある。また、予測は定量的に行われる必要がある。
5	環境影響評価の内容に関する住民等関係者への説明においては、表現や手法等の工夫、あるいは現地での説明実施など様々に工夫することにより、分かりやすい説明に努めること。	住民等の理解醸成の重要性は配慮書段階でも述べたところであるが、引続き適切に取り組まれることが必要。 また、今後、環境影響評価に係る図書等の内容は専門性が増すことが想定されるため、住民等への情報提供に当たっては分かりやすさに配慮することが必要。
6	説明会に出席できない住民や事業実施区域周辺の事業者(特に配慮すべき施設等)に対して、可能な範囲で個別に説明を行うなど、できるだけ多くの者に情報が行き渡るよう努めること。	加えて、一般意見では事業者の説明の不十分さを指摘する意見もあり、事業及びそれに伴う環境影響を住民等に可能な限り広く周知するための対応が求められる。
7	環境影響に関する意見をはじめとする事業に対する住民等からの意見には誠実に対応すること。	さらに、一般意見では事業に伴う環境影響のほか、健康影響や心理的圧迫感等を懸念する意見もあり、これらについても留意が必要。
8	事業実施区域周辺では他の事業者により「(仮称)鳥取風力発電事業」に係る環境影響評価手続が進められているため、累積的な影響を予測・評価するために必要な情報の収集等に努めること	他事業との累積的影響は、それぞれの事業者が相互に配慮する必要がある。

【騒音及び超低周波音、振動】

番号	意見	意見の理由等
9	工事用資材の搬出入に係る騒音・振動の影響については、国道沿いのみでなく工事用車両が近傍を走行すると見込まれる集落近傍の一般県道沿い等も現況の調査地点として選定し、影響を予測・評価すること。	工事用資材の搬出入に係る騒音・振動の調査地点として、現時点では国道沿い1地点(方法書P322図中の沿道SV1)のみを選定しているが、国道沿いと閑静な住宅街とでは現況や及ぼす影響の程度が異なると見込まれる。

10	<p>風車の供用に伴う騒音及び超低周波音の予測に当たっては、地形による影響や音の吸収・回折・反射など様々な要素を考慮したうえで、可能な限り正確に予測を行うこと。また、可能な限り風による音の伝搬を含めて予測したうえで評価すること。加えて、予測には一定の不確実性が伴うと見込まれることから、風車の供用に伴う騒音及び超低周波音については事後調査を確実に実施することとし、その調査計画と結果を踏まえた対応方針を詳細に準備書に記載すること。</p>	<p>音の予測には、音の様々な現象・特性を含めて予測されることが必要。</p> <p>風車の供用に伴う騒音及び超低周波音は、一般意見でも高い関心がうかがえる項目であること、また風による音の伝搬を含めた予測については現在の予測式では一定の不確実性を伴うと見込まれることなどから、事後調査の項目として選定し、その結果を踏まえた対応について明らかにすることが必要。</p>
----	---	---

【水環境】

番号	意見	意見の理由等
11	<p>造成等の施工に伴う濁水の調査地点について、事業地直近の河川ではなく、別の河川との合流後の地点を調査地点として選定することの妥当性を確認すること。なお、調査地点の妥当性の確認に当たっては水の濁りによる水生生物に対する影響の可能性も考慮して検討すること。</p>	<p>事業地直近の河川ではなく、別の河川との合流後の地点を調査地点として設定しているが、時期別の流量比率や、水が常時ある河川かどうかなどを踏まえて、調査地点として妥当か検討する必要がある。</p>
12	<p>工事に伴う濁水の発生量について、近年増加傾向にある集中豪雨の傾向も踏まえて予測し、沈砂池の設計等の事業計画に適切に反映すること。</p>	<p>近年の集中豪雨等の傾向を踏まえ、濁水の発生量に可能な限り想定外がないよう予測したうえで事業計画が検討される必要がある。</p>
13	<p>対象事業実施区域の周辺には地域住民に親しまれている湧水のほか、水道水源が複数存在していることを踏まえ、ボーリング調査や弾性波探査など地下水に及ぼす影響を調査・予測・評価する手法について検討すること。</p>	<p>地下水への影響に係る予測評価が可能な範囲で実施されることが必要。</p>

【地形・地質、風車の影】

番号	意見	意見の理由等
14	<p>事業実施区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内に位置することを踏まえ、現地調査において特徴的な地質の路頭が発見された場合には地質調査・保全に向けて関係機関と連携を取ること。</p>	<p>事業実施区域がジオパークエリア内に位置することを踏まえた調査と特徴的な路頭が発見された場合の適切な対応が必要。</p>
15	<p>風車の影について、影響が最大となる季節や時間を考慮して適切に予測・評価し、住居等に影響を及ぼすことがないよう適切に環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業実施区域の東西が集落に挟まれる本事業においては、風車の影による近隣住居等への影響が懸念される。</p>

【動物・植物・生態系】

番号	意見	意見の理由等
16	<p>動物調査の具体的な時期の設定については、その地域に存在する可能性のある希少種等、注目すべき種の生態を踏まえて適切に設定すること。</p>	<p>動物種に応じた季節ごとの移動や、植物種に応じた開花・結実の時期など、調査対象となる種の生態を踏まえて、可能な限り漏れや見落としのない調査とすることが必要。</p>
17	<p>生態系は、動物・植物・環境それぞれの相互作用を含めた関連性を十分考慮しながら、可能な限り多くの種を調査した上で予測・評価を実施すること。また、可能な範囲で猛禽類等の上位に位置する種の餌資源を定量的に予測・評価するよう努めること。</p>	<p>生態系は動物・植物・環境それぞれが密接に関連していることから、できるだけ多くの種を調査した上で予測・評価されるべきである。また、可能な範囲で上位種の餌資源の状況を定量的に把握することが望ましい。</p>

18	得られている猛禽類、渡り鳥あるいは国指定の天然記念物であるコウノトリ等の情報を踏まえ、必要に応じて専門家等の意見を聴取した上で、現地調査を適切な期間に適切な手法で実施し、実態を把握したうえで事業計画を検討すること。	専門家からは事業実施区域及びその周辺にはクマタカ、ミサゴ、ハヤブサなどの猛禽類の生息情報があり、またイヌワシが飛翔してくる可能性が指摘されているほか、周辺には野鳥の飛来地となっている日光池、水尻池がある。さらに国指定の天然記念物であるコウノトリの飛翔が確認されているといった情報もある。
----	---	---

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	意見	意見の理由等
19	JR 山陰本線や山陰道をはじめとする主要な道路を調査地点に加え、シークエンス景観（移動景観）についても適切に調査・予測・評価を実施すること。またこれらの結果について住民等へ説明を行う際は、動画等で説明するなど、分かりやすい説明に努めること。	主要な交通手段から臨む景観についても調査・予測・評価の対象とする必要がある。
20	夜間景観への影響について、光の点滅による影響の予測・評価について、住民等への説明を行う際は、動画等で説明するなど、分かりやすい説明に努めること。	夜間景観への影響については、航空障害灯の点滅による場所が大きいと考えられるため、点滅による影響が住民等にイメージしやすい形で示される必要がある。
21	対象事業実施区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園などが存在することを踏まえ、風車設置に係るフォトモンタージュを作成した段階でジオパークの関係機関等と協議・調整を行うこと。	ジオパーク認定において評価されている景観資源の存在に十分配慮のうえ、住民等や関係機関と協議・調整しながら事業による景観への影響について検討する必要がある。

【その他】

番号	意見	意見の理由等
22	事業実施区域内及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在すること、また未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があることを認識し、風車及びその付帯設備の配置等の検討に当たり、あらかじめ関係機関と協議・調整すること。	周知の埋蔵文化財包蔵地の存在及び未知の埋蔵文化財包蔵地の存在する可能性を踏まえ、関係機関との協議・調整が必要。
23	一部の風車が土砂崩壊防備保安林に指定されている区域に設定されていることから、この風車について配置を見直すこと。また風車の付帯設備の設置により保安林等に指定されている地域が改変されることのないようその配置等を検討すること。	土砂崩壊防備保安林は、崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方斜面等において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止する保安林である。 保安林の指定が解除される場合は、 ①保安林の指定の理由が消滅したとき ②保安林の指定目的に優先する公益上の理由により必要が生じたとき に限られている。（森林法第26条） そのため、保安林に指定されている区域は改変を回避すべきであり、設置計画箇所の変更を求めるもの。